

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

〈阿倍野区〉

■日 時：平成28年10月22日(土) 14:59～17:09

■場 所：阿倍野区民ホール

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長でございます。

松井大阪府知事でございます。

寶田阿倍野区長でございます。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長でございます。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。

その他事務局職員についてはご紹介を省略させていただきます。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

後ほど吉村市長よりご挨拶とご説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向のほうから本説明会の開催趣旨を申し上げさせていただきます。

(手向副首都推進局長)

皆さん、こんにちは。改めまして、手向でございます。きょうはよろしくお願ひいたします。

今司会からございましたように、後ほど市長からこういう説明会を開催するに至った背景について丁寧に説明いただきますけれども、私から開催趣旨ということについて簡単に申し上げたいと思います。

今、大阪府と大阪市では、副首都大阪というものを実現しようということで取り組みを進めております。その副首都大阪を実現するに当たって、あるいは副首都大阪となって発展していくために大都市である大阪の行政機構というものがどういう形のもので市民の皆様にとって、あるいは大阪の発展にとって望ましいのかということにつきまして、今、大阪府と大阪市、両方の組織を1つにして、副首都推進局というのをつくって制度について検討しているところでございます。その制度の検討を深めていくためにこの説明会を開催いたしまして、市民の皆様方から総合区制度、それから特別区制度という2つの制度についてのご意見をいただき、それを私どもこれから行う制度設計に反映していきたいというふうに考えているところでございます。

したがって、きょうはいろいろご意見を聞いていきたいということで、行政としてあくまでもこの説明会を開催したものでございますので、2つの制度のうちどちらがすぐ

れているのかといったことや、どちらかの制度をこの場で選択するといった場ではございません。また、その開催趣旨からして制度と関係ないご意見でありますとか政治的な主張といったことについてはこの会の趣旨にそぐいせんので、申しわけないですけれども、この場ではその旨の発言のほうはご遠慮いただきたいというふうに思っております。

皆様からできるだけ多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、説明のほうはわかりやすく進めてまいりたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、寶田阿倍野区長よりご挨拶申し上げます。

(寶田阿倍野区長)

皆様、こんにちは。ただいまご紹介賜りました阿倍野区長を務めております寶田でございます。日ごろは私ども阿倍野区政各般にわたりまして格別のご理解、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げたいと存じます。また、本日は土曜日の午後という皆様にとりまして貴重なお時間をいただきまして、ご案内にありましたように「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会」に多数ご臨席賜りましたことを改めてお礼を申し上げたいと存じます。

私ども阿倍野区におきましては、誰もが住みたい、住み続けたいまち「あべの」をキャッチフレーズにいたしまして、区民の皆様の住民サービスの向上に心がけてさまざまな施策に取り組んでいるところでございます。そして、区民会議等を通じて区民の皆様のご意見を区政に反映いたしますとともに、区長としていただいた裁量予算等を適切に活用いたしまして施策や事業の充実を図ってまいっております。あべの筋のにぎわいづくりにつきましては、軌道面の芝生化を行いまして景観に配慮した整備を行っております。また近々阪堺電車の軌道面の移設もでございます。一方、学校教育につきましても小学校の子どもたちに英語に触れる機会を提供するなど英語教育の充実にも努めております。こういった将来を担う子どもたちの施策につきましても私どものほうで精いっぱい頑張っておるところでございます。

一方で、現在阿倍野区の人口は約11万人、なお少しずつ微増傾向ということはございますが、近年特に小学校入学前のお子様をお連れになった転入者が増加しておりまして、大阪市の中でも待機児童が非常に多い行政区と言われているなど大都市ならではの課題もたくさんございます。そのような中でこういった形で区民の皆様方とともに一番身近である行政のあり方を意見交換するというのは私にとりましても非常に貴重な機会というふうに考えております。本日は限られた時間になりますが、ぜひとも忌憚のない皆様方からのご意見を頂戴いたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長のほうから大都市制度改革の必要性についてご説明させていただいた後、お手元の資料に従いまして事務局よりご説明させていただきます。ここまでの約1時間程

度でございます。その後、皆様方から説明内容に対するご質問やご意見を約1時間お受けいたしたいと存じます。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、よろしくお願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんにちは。市長の吉村でございます。

きょうは土曜日の昼下がりにこうして皆さんお集まりいただきまして本当にありがとうございます。感謝申し上げます。本来土曜日といたらお休みですので、家でゆっくりされたり、あるいは趣味の時間を過ごされたりされるのかなというこの時間に、この意見募集・説明会に出席していただいたことにまず感謝申し上げます。ありがとうございます。

私からはどうして大都市の制度改革が必要なんですか、今のままでいいんじゃないの、何もさわらなくてええやん、何で変えなあかんの、そういったところを、大阪の今置かれてる課題と将来どうあるべきなのかということをご説明させていただきたいと思います。

きょうの説明会の趣旨は、何かこの制度を採用してください、あるいはこっちの制度を選んでください、そういうものではありません。僕がぜひ皆さんにお伝えしたいのは、今の大阪における課題とか問題、それからこういう制度もあるんだな、変える必要もあるんじゃないのかな、そういうふうに思っただけなら私たち非常にありがたいなというふうに思っています。

私のほうからですけれども、制度の説明という若干ちょっとわかりにくいんですね。もっと何か具体的な政策だったら話もしやすいと思います。先ほども区長からありました待機児童の話とか、あるいは「てんしば」を大きく変えました。今ちょうど「てんしば」の、皆さんご存じですかね、「てんしば」と美術館の間に高い壁みたいな通路があって周遊性がなかなか確保できなかったんですけれども、それを撤去して中で動きやすくしよう、美術館も行きやすくしよう、「てんしば」の移動とか、どうやったらにぎわいづくりできるだろうかというようなことをやったりしてる。でもこれは政策の話なんですね。目に見えますし非常にわかりやすいんですが、きょうお話するのは制度の話です。でも、できるだけわかりやすく説明しようと思ってます。

この制度というのは実は非常に大事なんですね。一つ一つの政策というのは、やはりそれを実行する役所の組織があって実行されますから、じゃ、どういった役所組織で実行していくのか、どれが実行する主体として適切なんだろうかということは個々の政策にもかかわってくる僕は非常に重要なことだと思ってます。ですので、さきの選挙でも訴えさせてもらいましたし、あるいはこうやって24区も回ってあるべき姿はどうなんだろうか、今の制度に課題はないんですか、そういうことを皆さんにご説明して、そしてこんな制度があるんですよということをお伝えしたいと思ってます。制度の詳細については事務方から説明しますが、僕が皆さんにお伝えしたいのはそういうことです。

去年の話なんですけど、ちょっと返っていただいて、去年の5月、住民投票が行われまし

た。これも結局似たような話でして、当時は特別区を設置しよう。当時の課題は住民自治を拡充していこう、それから広域機能は大阪府へ一元化というふうに書いてます。この住民自治の拡充というのは住民の皆さんの身近なところで物事を決定する仕組みをつくっていきましょうよということで、この大阪市内を5つの特別区に再編して区長に予算権とか決定権を与えていきましょうということです。それから、広域機能を大阪府へ一元化とありますけれども、これはどういうことかという、僕が大阪市長として今この大阪市の中の大阪の大きな成長戦略とか道路とかインフラですね、そんなことをやってます。都道府県の知事と同じ権限を持って今僕は大阪市内でやってる。一方松井知事も大阪府のトップとしてそういった大きな大阪の成長の戦略のことをやってる。つまり僕と知事は同じ権限を持ってやっていってるんだけど、これがときとしてぶつかる時が非常にあるんですね。今こうやって市長と知事が2人で並んでるとするのは、皆さん大阪に長くお住まいだと思いますのでちょっと振り返っていただきたいんだけど、これははっきり言って奇跡の状態だと思ってます。これまで市長と知事が一緒にこうやって並ぶなんていうことはあり得ないような状態。これは随分前から言われてますけれども、大阪府と大阪市合わせて府市合わせ（不幸せ）なんていう言い方もされてますけれども、まさにそんな状態で続いてきてる中で、この広域機能というのを一元化していこうということで、大阪市が持っているこの広域の役割というのを大阪府へ一元化していこうじゃないか、そして住民の皆さんの近いところで特別区というのを設置して、ちゃんと予算権限執行できるようにしていこうじゃないのということで皆さんに問いました。それで27年5月の住民投票。皆さんご存じのとおり反対が70万票、賛成が69万票で反対で可決されて、これについては否決、なしということになりました。ただ、やはりこの大阪に置かれた課題というのは残ってますから、これをどう解決していくのかということで、僕と松井知事は昨年の11月の選挙において特別区の修正する案をつくらせてほしいというのを皆さんに正面からお訴えさせていただいて、そして今市長、知事をさせてもらってるということです。

課題なんですけれども、1つあるのは人口減少、大きな課題があります。大阪で見たとときに人口減少、超高齢化社会というのは大阪でもやってきます。それから、これはもう日本の中でも全体の問題意識として持ってますけれども、東京の一極集中です。この東京の一極集中と大阪の低迷、これをどう課題解決していくのかというのは非常に大切。東西二極の、まさに東は東京ありますけれども、西もこの西日本の中で一極をめざす、そんな大阪をめざしていくためにはどうしたらいいんでしょうかということが大きな課題だと思ってます。それについては、ここにありますけれども都市機能を強化する。そのために二重行政を解消していこう。これは1つ日本にとっても課題であり、そして大阪にとっても大事な課題であるかと思えます。

もう一つが、やはり人口減少していきます。ちょっと後でご説明もしますが。そんな中で財源はやはり限られてきます。皆さんの大切な税金です。財源が無尽蔵にあればいいんですけど、石油の王国のように無尽蔵にあればいいんですが、我々はそういうのはいないですから、皆さんからお預かりした税金を限られた中でどうやって使っていくのかというときに、住民の皆さんに身近なところでそれを決定する権限をしていったほうがいいんじゃないのかな、住民自治の拡充というのをやっていくべきじゃないかと。この大阪市、非常に基礎自治体というか市町村としては広いですから、そんな中で今市長が一人でやってる

ようなことをもう少し皆さんの身近なところで決定して実行できる仕組みというのが要るんじゃないですか、そういった課題があるかと思います。

人口の減少状況についてご説明したいと思います。まずこの一番上にあるのは東京都。東京都ぐっと伸びていってますけれども、人口減少に入っていきます。これは日本全体の課題です。愛知県もぐっと伸びてきてちょっと下がる。でも注目していただきたいのが大阪なんですね。大阪についてはぐっときて、ここでぐっと下がるんですね。大阪の下げ率が非常に大きい。これ市で見てもらったらいいんですが、横浜市、大阪市、名古屋市。ブルーが横浜市ですけどね。横浜市についてはぐっと上がって行って、下がるけれどもそんなに下がらないです。大阪市はやっぱり下がりぐあいがひどいんですね。名古屋は横ばいのような状態です。もちろん人口というのはパワーの源泉でもありますから、今僕がいろんな施策をして、やっぱり現役世代もどんどん大阪市に入ってきてもらうというので増えてはいますけれども、大きなトレンドとしてはこういうふうには大阪市は何もしなければ減っていく。年単位、ちょっと下見えにくいんですけども、大体40年単位ぐらいで見た、1970年ぐらいから始まっていますから40年以上ですけども、このあたりで見て2040年まで見てる。ちょっと長い単位で見ると人口はまさにこういうふうには減っていった。この中で限られた財源をどう使っていきますかという課題があるかと思います。

経済の成長についてです。経済力です。域内総生産と書いてますけれども、全国に占める経済力と、簡単にいうとそういうことですけど、東京都についてはこういった横ばいの18.4%と。愛知も神奈川もこういう横ばいですね。しかしながら大阪はやっぱり下っていく傾向にある。これも市で見ると余計に顕著なんですけど、これも40年以上の単位で見ますが、名古屋、横浜が横ばいの中で大阪市は右肩下がりになっていった。これは僕も市長として、松井知事もそうですけれども、これは変えなあかんというので、僕ら今とり得る策をどんどんやっていってますけれども、大きなトレンドで見ればこういうような状況になるのが今の大阪です。

これは資本金1億円以上のいわゆる大企業が増えているんですか、減っているんですかというもの。これも15年の単位で見た増減数ですけども、東京一極集中がやっぱり進んでいっていると。大阪の大企業が、これが大阪府、こっちは大阪市ですけど、それがどんどん東京に流れていっているというような現状があります。

これは、ちょっとまず図の見方なんですけど、ブルーの濃いところは事業所が詰まっている、つまり会社とかそういう事業所が密になっている密度が濃いところがブルーの色の濃いところ。白になるとそういうのではなくてくるということなんですけども、これ見ていただきたいのが、大阪市がこの範囲ですが、大阪市の範囲から、やはり事業体というのはどんどん広がっていったということなんです。経済という単位で見ると間違いなく大阪市中心に大阪というのは発展してきたんですけども、それが何十年も戦後続いてく中で、どんどん企業については広域に広がってきているということです。この中で今大阪市と大阪府がそれぞれ経済の成長戦略とかいわゆる広域行政と言われるのを担当してる。果たしてそれが今ちゃんとしたベストのサイズになっているんだろうか、大阪が持っているポテンシャルを最大限発揮できるような仕組みになっているんでしょうかという問題意識です。ちなみに大阪府は全国で47都道府県の中で46番目で小さい。大阪府というのは非常に小さい都道府県です。それから大阪市もここに出てますが、全国に20の政令市という権限が大

きな市があるんですけど、そのうち下から4番目の面積のところ。つまり非常に事業が集積してるんですが、大阪市からはみ出てどんどん広がっていった。ここで市長と知事が今広域の行政を別々ばらばらに担当してる。果たしてこれがベストの状態なんですか。そういう課題です。

それも課題解決していこうということで、前の橋下市長、それから松井知事の時からそうですけども、やはり大阪全体の成長戦略というのは府と市が背中向き合わせるんじゃないかと一緒に方向を向いていこうよということでさまざまな戦略を府市共通で取り組んでいます。大阪全体の成長戦略をやったり、グランド・デザインであったり、観光、これ非常に増えてますね。今大阪は全国ナンバーワンの伸び率です。大阪の観光。それから津波、災害対策ですね。これ大和川を隔てて津波の種類が変わるわけじゃないですから、災害対策とか津波対策。それから府と市の文化の振興計画であったり、あるいは都市魅力を高めていく。こういった大きな政策については府と市で協力して同じものをつくって同じ方向でやっていこうよということで今取り組んでいっています。

ちょっと一例なんですけれども、これ本当に一例です。高速道路の状況です。大阪もそうなんですけれども、大都市は世界的に見てもそうなんです、都市の成長というのはインフラが非常に重要になってきます。こちらの右にあるのは東京です。特に高速道路で大事なものは環状線です。ぐるぐる都市の中を回る環状線をいかにつくっていくのか、そして波状型に広がってますが、それが成長する都市の必ず必要になってくる条件。これは東京は非常に進んでいるという状況であります。こんなものについては、今知事いろいろ問題になったりしてますけど、小池さんも頑張ってますけど、まさに都知事の判断でいろいろ進めていってるということです。片や大阪ですが、大阪のほう見ていただいて、大阪はこの淀川左岸線というここがない状態です。抜けてるんですね。環状になってないような状態。ここはずっと前から指摘されてますが、全然これは府と市では進んできませんでした。この豊崎というのがあるんですけど、ここは新御堂にある北区のところ。ここから市内ですけど入って行って、市外に抜けて、これは門真、これも大阪府になりますね。市内と市外抜けますから大阪市の権限、大阪府の権限それぞれ分かりますので、市と府が一緒に方向を向かないとできない道路。これまで全然進んできませんでしたが、今松井知事と一緒にこれは進めていけると。これをつくって門真から京都、名古屋に抜けていく大動脈、ここから関空につながっていきますので、まさにこういった主要道路についても市と府が違う方向を向いてると全くなかなか進まなかったというような状況。今は進めてますが。こんなものがたくさんありますので、やっぱり大阪の成長ということを考えたら、これからはやっぱり大阪市と大阪府のあり方というのはどうあるべきなのかというのはやはり検証していかないといけない、そういうことなのかなというふうに考えています。大都市の成長を図っていくためには必要な都市機能を強化していこう、二重行政を解消していこう、これが1つの大きな今の大阪の課題なんじゃないのかなと思ってます。

そしてもう一つの大きな課題が、先ほど申し上げました財源というのは限りありますから、その中で住民の皆さんのニーズに応じたきめ細やかに対応できるような仕組みというのがこれからの地方自治には求められると思います。いわゆる住民自治の拡充というやつです。ちょっと例示なんですけれども、虐待件数ですが、こういったものが非常に増えていってるんですね。これも10年単位で見えますけど、児童虐待の相談件数、700件から

4,500件ぐらいに増えていってると。やはりそういったニーズが非常に増えていってる。こういったところにもきめ細やかに対応していかなきゃいけないと思ってます。

これは待機児童です。待機児童はよく都市部では言われますけれども、待機児童も多いんですが、実は大阪市内の中でも地域差があります。待機児童の多い地域、少ない地域というのが分かれています。例えば突出してますけど西区なんていうのは非常に待機児童が多い。そしてこの阿倍野区も待機児童が多いエリアです。一方、東成とか生野とか平野、東住吉とかもそうですが、待機児童が少なかったりする。ゼロと書いてますけれども。こういった形で同じ大阪市の中でも待機児童という住民の皆さんに身近なサービスをしていかなきゃいけない分野でも非常に地域差がある。やっぱりここは住民の皆さんの地域、地域の声をしっかり吸い取って反映できる仕組みというのが必要なんじゃないかと思ってます。この待機児童は一例です。あくまでも一例としてこういったことがあるということであり

ます。

じゃ、大阪市の人口規模ってどんなんですか、規模というのは基礎自治体として住民の皆さんに身近なサービスをする規模としてどんなものなんですかということなんですけれども、その単位で見るとやっぱり大阪市というのは大都市です。270万人の都市。そこで市長一人でやってるということですね。広島県は284万人、京都府260万人。広島県とか京都府とか同じぐらいの人口規模がある。当然広島県、京都府というのはそれぞれ市町村見ると行政の長というのは23人とか26人いるというような状況です。しかも大阪の場合ちょっと特殊なのが、僕は横浜ともちょっと違うのかなと思うのは、大阪市というのはやはり隣に例えば東京とかああいう大きいのがあったりするわけじゃなくて、大阪市を中心に発展してきて広がってきてるという中で、最適な行政サービスの形はどうなんだろうかというのを検証しなきゃいけない、まさにそんな時代に突入してると思います。この下で書いてるのは、これは大阪市が言ってる話でもなく大阪府が言ってる話でもなく、要は国の地方自治のあり方ってどうあるべきかなというような会議において専門家のところから出された意見です。大都市における制度の改革、それから基礎自治体、市町村という意味ですけど、市町村の行政サービスがどうあるべきかということで、特に大阪市のような大都市ですけれども市役所の組織がやっぱり非常に大規模化してきますので、カバーするサービスの幅も非常に広がってきますと。そうすると、個々の住民とは遠くなる傾向がありますねと。これが課題じゃないですかということです。今回、阿倍野区長の寶田区長来てくれてますけど、選挙で選ばれたわけじゃない。市長僕一人でやってます。阿倍野だけじゃなくて24区全部僕が見てるというまさにそういった状況。想像してもらったらわかるかもしれないませんが、個々の住民の皆さんとはそういった身近なサービスをするという意味ではちょっと遠くなってるんじゃないですかねというような傾向がある。これは国にも指摘されてる状況であります。

じゃ、それに対して大阪市って何もしてないのといえはそうじゃなくて、やっぱり区長にもっと権限を持ってもらおうということで、それぞれの区長に権限と財源をできるだけ渡そうというので渡していってます。それから、多様な人材を確保しようということで公募区長をやっています。これは内部外部問わずまさにこの区をこうしたいんやというような人にしっかり手を挙げてもらって区長に就任してもらおう。役所の中の順送り人事はやめましようということです。寶田区長も役所の内部の職員ですけど、みずから手を挙げてやり

たいということで今これやってくれてる。まさにやる気のある人にどんどん入ってきてもらおうと。そういったいろんな改革もしながら区役所の中の権限強化といったことを進めていってる。今の制度の中でもできることはやっています。ただ、これでもまだまだ足りないんじゃないか、制度の改革がもっともっと先の改革として必要なんじゃないかというのが私の考えです。

引き続いて、じゃ、どんなことしてるのということの一例なんですけれども、ここの阿倍野区でいうとあべの筋の魅力づくり事業。先ほどちょっと区長からもありましたが、阪堺電車のところ芝生化しますので、皆さん楽しみにしといてください。12月1日、僕も予定が合えば行こうと思ってるんですけれども、あそこずっと工事でご迷惑かけてましたけれども、あそこをちょっときれいにして、芝生化して、線路もちょっと真ん中に持ってきてというのを今やっていますので、そういった芝生化なんかについても非常に区長から、これは阿倍野の独自なものとしてやらせてくれというので声が上がってやっているとというような面もありますし、ほか、阿倍野以外にもさまざまあります。西成はプレーパーク事業、子どもの遊び場をもっとつくってほしい、あるいは旭区であればバス運行事業ということで、高齢者の方が多いのでそういったバス運行事業をします。さまざまな特色のある取り組みというのは区でやられてますが、まだまだやっぱり権限、財源ないですから、今最大限渡してはいますが、これをもっともっと広げていくためにはどうしたらいいのかというのをやっていく必要があるというふうに思っています。

これは教育の分野にも区長が今までは全く入れなかったですけれども、区長もしっかり入ってもらってやっていると申す中身です。例えばですけれども、学校というのは必ず教育委員会というところしか使ってなかったというような状況ですけれども、今はそれもちょっと改めて、例えば放課後に民間の塾の方が入ってきてもらって子どもたちを教えるというのをある区ではやっていますし、そういったものを区長の発案で進められてる。まさに区長にできるだけ教育にも入ってってもらおうということをやっています。

先ほど冒頭ありましたように二重行政の解消であったり大都市の制度設計、そういったことを新たに副首都推進本部というのをつくって、副首都推進本部の中でそういった議論を今進めてるという状況です。

じゃ、どういう制度があるんですかと。大阪は確かに二重行政の課題があります。大阪の成長の問題がある。それから住民の皆さんの身近なところでもっと権限を増やしていこうよ、そういったことをやる必要がある。じゃ、そうしてどんな制度があるんですかということですが、2つの制度を皆さんにご説明したいと思っています。

1つ目です。これは総合区という制度です。これは今の大阪市は存続します。大阪市という役所は残った上で、総合区という区を幾つか、これから皆さんにご説明するのは区を幾つかまとめて、そこにいろんな権限というか事務ができるような仕組みに変えていこうと。総合区長というこれまでの区長からさらに権限を強化させたような区役所をつくっていくということです。それから都市機能、広域機能の強化、二重行政の解消、これについては府市の話し合いです。協議です。僕と松井知事が今話し合いでいろんなことを進めるようにこれからは話し合いを進めていくべきだというのがこちらの基本的な思想になります。

もう一つ、特別区というのがありますが、これは役所としての大阪市は廃止です。役所

としての大阪市は廃止した上で、住民自治を拡充するために幾つかの固まりにして、そして住民の皆さんが選挙で区長を選びます。市長のようなものを選ぶということです。選挙で区長を選んで、その区長が住民の皆さんに身近なサービスは予算と財源と権限を持って実行していくという仕組みです。東京都なんかはこれに近い仕組みでやってます。もう一つが、二重行政の解消とか都市機能の強化、これについては役割分担を明確にしましょうと。今大阪市が持っている広域の行政、成長戦略、いろんなことをやるそういった事務については大阪府に一元化して、一人のリーダーのもとで強力に進めていこうというのがこの特別区という考え方。ですので大阪市という役所は廃止になります。

もう少しだけ言いますと、総合区については、整理した表ですけれども、自治体のトップって誰なんですかといえばこれは大阪市長です。それから区長の人選、総合区はどうやって人選するんですかという、これは議会の同意を得て市長が選任します。だから市長が議会に提案して、議会同意ももらうということです。今大阪市もそうですけれども地方自治というのはどうやって成り立ってるかという、僕は皆さんに選んでいただいて市長としてやってます。一方で議会というのも皆さんが一人一人市議會議員を選んで1つの議会というのが成り立ってる。だから市長も議会もどちらも住民の皆さんの代表なんです。この両輪で今物事を決めていってる。これが二元代表制です。その中で市長もオーケー、議会もオーケーというお墨付きを与えた区長というのを誕生させる。それによって総合区長というのは両方からお墨付きを得たということになりますので、例えば予算について市長に意見を言う。こういう予算であるべきじゃないかと市長に意見を具申したり、人事にもここに出てないですけど任免権があったりとか、法律で認められた制度です。ただ、大阪市は当然残って市長がトップの中でやっていくという仕組み。そして特別区については、これはもう自治体のトップは誰ですかといえば区長です。区長を皆さんが選挙で選びます。身近な範囲で選んでいくということになります。教育委員会も、特別区自体が自治体になりますから、その区ごとに設置されると。教育委員会、総合区の場合は1つです。それから、特別区については予算編成権は区長が持つというようなことになります。ちなみに総合区というのは一部の区だけに導入する、一部の行政区だけに導入することも制度上は可能ですが、今回皆さんにご説明するのは先ほど申し上げたとおり一定の事務をする力を持たせるために合区をした上で総合区長というのを選んでいくというのを、後でまた部局から説明させていただきますが、合区を前提にした制度設計。それを皆さんにご提案してま

す。冒頭少し申し上げましたけれども、この後ちょっと部局から制度のちょっと詳しい説明をさせていただきますが、僕が皆さんに申し上げたいのは、やはり今の大阪の課題、都市力をどうやって強化していくのか、住民の皆さんの身近なところでどうやって決定していくのか、これをやっぱり課題を整理していかないといけないと思ってます。今のままで僕はいいと思ってないですし、さきの選挙においてもそういった意思も示されてるのかなというふうに考えてます。ですので大阪の課題を解決するためにどういった制度があるのかな、そこを知ってもらったらきょうは本当にありがたいなと思ってます。何もしなくてもそのまま何も問題がないじゃないかというんじゃないかと、やはりこの大阪には変えなきゃいけない部分があるんじゃないかというのをご理解いただけたら、僕は非常にそれだけでもこういった会を催す意味があるのかなと思ってます。

それから、きょうは意見を皆さんからお聞きするという会ですので、いろんな意見、忌憚のないご意見があるかと思いますが、ぜひお聞かせいただけたらなと思います。本日はどうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の福岡よりご説明を申し上げます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡です。私からはお手元のパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」に沿って説明いたします。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっています。第1部では、大阪における新たな大都市制度について説明いたします。第2部では、今回取りまとめた総合区の概案について、第3部では、特別区制度の概要などについて、今から約35分間説明いたします。座らせていただきます。

では、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもありますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市については、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があると言われています。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充については、政令指定都市である大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消についてですが、大阪の場合でいいますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があり、重複していることによって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。1つは、その下の枠組みの左側、総合区の設置であり、政令指定都市において、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、都市内分権と記載していますが、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。こちらは「○「特別区」の設置」とありますが、政令指定都市、つまり大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

その下の枠組みですが、こうした状況の中で大阪府と大阪府と大阪府が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは大阪市を廃止して5つの特別区を設置するものでしたが、さらにその下の枠組みに示すように、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するため引き続きたゆまぬ取り組みが必要とされています。

次の4ページ「大阪が抱える課題解決に向けて」から5ページについては先ほどの市長の説明と重複しますので省略させていただきますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢

社会といった課題に取り組んでいく必要があります。

さらにめくっていただいて7ページの総合区制度、8ページの特別区制度については、この後、それぞれの制度の中で説明いたします。

なお、7ページの一番下にひとくちメモとあります。ご参考としてところどころに用語の説明をつけております。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概案」について説明いたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線枠囲みの概案の位置づけですが、これから説明する総合区制度の概案は、大阪市としてこれで行きたいと固まった案ではなく、住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会でのご議論を踏まえ、総合区の案を取りまとめてまいります。

では、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてです。上の網かけをごらんください。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度と記しています。

次に、少し飛んで中段の(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度です。右側が、今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目、区の位置づけに示しますように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も区は市の内部の組織になります。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長について、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長などと同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくり等の事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、条例で定める仕事となっています。これらについては、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所の職員の任免権、すなわち人事権や、予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、総合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区を設置することの意義、効果及び課題について説明します。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

その下に、総合区が設置された場合、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示していますが、後ほど具体例で説明いたします。

次に、総合区設置で期待される効果と課題については、その下の枠囲みをごらんください。左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速、適切なサービスの実現などが期待できると考えられています。一方、その右側の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散して行うことで、職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保がそれぞれの区で必要となり、いかに効率性や専門性を確保していくかが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しては、一番下の網かけですが、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性・専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。では、総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。ページの中段、黒い四角の事務レベル（案）をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、A案からC案の3つを設定しました。A案（現行事務+限定事務）は、右側の欄、現在の区役所の事務に加え、一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などで実施している仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すものです。B案（一般市並み事務）は、守口市や松原市などの一般市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府内でいいますと東大阪市や高槻市などが提供している仕事を基本に、総合区が事務を行います。わかりやすくいいますと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の事務が増えます。ただし、表の下の米印に記載のとおり、いずれの案においても、市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらについては総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れましたが、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部の組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししております。大阪市の平成47年の将来推計人口が約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

資料に補足ですが、総合区の導入に当たって必ず合区をしなければならないわけではありません。しかし、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要となる職員数の増加が見込まれ、24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りは今後検討いたします。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担について、繰り返しになりますが、総合区では区役所が行う事務を今よりも増やします。

真ん中の局と総合区の事務の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の事務と行政区の事務、すなわち現在の区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置されますと、現在、局で実施中の事務は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かれます。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置されても引き続き中之島の本庁などの局が実施する事務であり、例として表の右側、大阪市という1つの自治体として実施する事務、条例や予算や、市域全体を見据えた観点から実施すべき事務、例えば成長戦略や広域的な交通基盤整備、その下、住民サービスの統一性、一体性が求められる事務、例えば国民健康保険などがあります。

その下の段、②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスをより身近な総合区に移すものですが、上記の事務レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明いたします。

一番下の段、③総合区で実施ですが、これは、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施いたします。

事務分担についてももう一度簡単に繰り返しますと、総合区へは、現在、局で実施している仕事のうち、住民に身近な行政サービスを中心に移管します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事などは引き続き局で実施します。また、総合区へ移管する事務の量によりA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移す事務が多くなります。

では、次に15ページ、職員体制をお開きください。ここでは、総合区の手務を増やすことや、合区によって職員数がどう増減するかについて試算をお示しします。職員数の増減イメージとありますが、基本的には総合区に事務を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えます。こうした増減は、ページの一番下の③総合区移行時の職員数の変化の試算結果にお示ししています。太線で囲った表をごらんください。A案では、5区、8区、11区のいずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数の減少を示しています。B案では、5区の場合は黒い三角で減少、8区の場合はほぼ変わらず、11区の場合は増加し、C案では、いずれの場合も現行より職員数が増える結果となっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印ですが、一定の仮定のもとで試算したもので、確定した数字ではありません。職員体制について簡単にまとめて繰り返しますと、A案からB案、C案になるにつれ、すなわち区役所の仕事の量が多くなるほど職員数は増えます。区の数が5区から8区、11区と増えるほど職員数は増えることとなります。

次に、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回、皆さんにお示しする総合区の概案としては、真ん中の表の職員数を線で囲っていますが、A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案では5区として

では、それぞれの概案について詳しく説明いたします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区の数8区か11区、その場合は、おおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の総合区の手務内容をごらんください。こども、福祉、健康・保健などの

分野別に区役所に移す事務を示しています。なお、おのおの枠内において点線で囲んでいるのは現在も区役所で行っている事務です。A案の場合の総合区が設置されると、例えばこどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、局が実施している児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、まちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるか、期待される効果について、18ページに3つの事例を示していますが、その一部を説明いたします。前のスクリーンをごらんください。総合区で変わること（A案）、例：道路の日常管理、放置自転車対策です。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別の組織の建設局の工営所が行っています。図の右側をごらんください。これが総合区の仕事となることで、住民の皆さんからの要望に対し、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数の見直しなどがより早く、よりきめ細かく対応可能となります。なお、一番下に記載のとおり、総合区になりましても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断いたします。

資料に戻りまして、19ページをお開きください。次に、B案の総合区です。区の数はいくつか8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内での設置が見込まれます。総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可があります。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果については、20ページに3つの具体例を示していますが、再び前のスクリーンをごらんください。こども・子育て支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。認可保育所設置のフロー図のとおり、現在は、中ほど②地域調整、具体的には認可保育所の場所の決定については区長の仕事ですが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

では、もう一度資料に戻り21ページをお開きください。C案の総合区では、区数は5区であり、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事は黒い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営があります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移管します。

C案の総合区で期待される効果ですが、もう一度前のスクリーンをごらんください。3つの具体例から、こども相談センターです。こども相談センターでは、こどもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告・相談を24時間365日体制で受け付けていますが、対応が必要な事案については、こども相談センターとは別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで虐

待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻って23ページをお開きください。今後の検討事項についてですが、まず1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示しましたが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区役所をどこに置くのかについても今後検討していきます。

なお、米印ですが、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターについては総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後具体的に検討していきます。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会でのご議論を踏まえ、最終的に1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案については、今回お示した3つの案から選ぶのではなく、皆さんからいただいたさまざまなご意見などを踏まえて、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページにはご参考として、局で実施する事務の内容の例を示しています。次の25ページから28ページには局と総合区の事務の分担の詳細を一覧表にしています。さらにめくっていただいた29ページには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関する参考資料を添付しております。

以上が第2部の説明です。

では引き続き、第3部「特別区制度」についてご説明いたします。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいことですが、この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、特別区について現時点での具体的な制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかのイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会のパンフレットなどの考え方をお示ししており、皆さんからいただく意見を踏まえ、今後改めて制度案について検討を進めていくこととなります。

31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要ですが、特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体であり、選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、（1）特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市等を含む区域で、政令指定都市等を廃止して、特別区を設置することが可能となりました。

次に、（2）法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、一般に政令指定都市と言われる制度です。右側が、東京都の新宿区や渋谷区など特別区と言われる制度です。

表の2から3段目をごらんください。自治体の首長は、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方でおのおのが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会について、政令指定都市は市全体で市議会が、特別区では区ごとに区議会が置かれます。

4段目、主な事務としましては、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち、上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政調整を行い、必要な金額を配分いたします。

次に、32ページをごらんください。真ん中のイメージ図は、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれていくのかをお示ししています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などの住民の皆さんに身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪においては、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。

特別区が設置されると、図の右側ですが、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項について検討し、決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手続をお示ししています。

まず、(1) 特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を経て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、(2) ですが、その協議会において、右下の太線の枠内に示す特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、(3) 協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4) 特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、(5) 総務大臣の決定によって特別区が設置されます。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について説明いたします。35ページの参考資料をお開きください。

まず、(1) 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区の5つの特別区を設置するとしていました。おのおのの区のエリアは、右の欄、特別区の区域に記載のとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄に示

すように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出しに区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としておりました。

ページ下の備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所等で実施している事務は引き続き現在の区役所等で行うこととし、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用し、当時の考え方をお示ししております。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと、さらにその下、本庁舎の位置については、住民の皆さんからの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししております。

一番下の網かけですが、これらの項目に関して、当時住民説明会でいただいた主な質問・意見です。例えば、区の名称や考え方、名称変更の可否を初め、区域の考え方、区域変更の可否、本庁舎の位置の考え方、議員定数の考え方などの質問や意見がありました。この後、各項目ごとに当時の主な質問・意見を同じように網かけでお示ししております。

次に、37ページをお開きください。（2）特別区と大阪府の事務の分担につきまして、真ん中の表の事務分担（イメージ）をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民の皆さんに身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、またその下の広域的な仕事として、成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側の図、特別区は住民に身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、役割を明確化するとしていました。

次に、38ページをごらんください。（3）一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たり公平性、効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合などをつくって連携して行うとしていました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）ですが、職員体制については、黒チョボの1行目に近隣中核市5市をモデルとあります。米印をごらんください。これは、大阪都市圏で人口30万人以上を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5つの市のことです。これらの市の職員数をモデルに各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴って必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するとしていました。

次に、39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目の黒いひし形、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししていました。真ん中のイメ

ージ図では、現在、大阪市が課税、徴収している税金を、特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理して、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用することをお示ししていました。

次に、40ページをごらんください。(6) 大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用している施設や、大阪市が持っている株式などの財産、あるいは市債の返済がどうなるのかを示していました。①の財産ですが、1つ目の四角、学校や公園など、住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また、2つ目の四角、株式、大阪府が積み立ててきた基金、貯金については、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除き、特別区に引き継ぐとしていました。②債務ですが、2つ目の四角、大阪府で既に発行した大阪市債、いわゆる借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するとしていました。

その下、(7) 大阪府・特別区協議会については、2つ目の四角、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議し、3つ目の四角、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るとしていました。

最後の(8)には特別区設置の全般にかかわっての主な質問・意見をお示ししております。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しております。また、42ページに記載のとおり、平成27年の住民説明会での全ての質問と回答は大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。これより約1時間弱、皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。冒頭お願いいたしました、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言等につきましてはご遠慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断したときは、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご了承願います。

それではまず最初に、ただいまの説明に対するご質問のほうからお受けしたいと存じます。ご意見につきましてはその後お伺いさせていただきますので、ご了承願います。ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら私のほうで指名させていただきますので、お座席まで担当がマイクをお持ちいたしますから、必ずマイクを通してご発言くださいますようお願いいたします。

また、できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますので、ご発言につきましては恐縮ではございますけれども端的にご発言くださいますようお願いいたします。

す。また、ご質問は1回につきお一つずつといたしまして、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力のほうをよろしくお願い申し上げます。

それではまずご質問ある方、挙手をお願いいたします。

私から見て右側のブロックの真ん中の白い用紙を持っておられる方。

(市民)

私は東住吉区の時にも出させていただきましたので、それから見たらきょうはゆっくりと説明していただいて比較的わかりやすかったなと思いますが、この総合区、特別区はできたとして後どういう形で副首都機構につながっていくのか、その辺の説明がなかったんですけれども、その辺はどういう形になるんでしょうか。前の特別区の住民投票の時にもそれが都構想にどうつながっていくんや、そのような説明が何もなかったんですよ。その辺のどう副首都機構の推進につながっていくのか、その辺の質問です。

(吉村大阪市長)

今、副首都機構がどうあるべきかというのは、副首都推進本部という話し合いをする場で進めていってます。今ちょうど中間取りまとめが終わった段階なんですけれども、この大都市大阪自身がどうあるべきなのかということで、副首都との関係なんですけれども、まずやはり今の東京一極をどうするかという問題で二極をつくっていくということが必要だと思ってます。その二極をつくっていく上でこの大阪市と大阪府がどうあるべきかという議論も必要になるのかなというふうに思ってます。大事なのは都市機能がどうあるべきか、必要な都市機能がどうあるべきか、どうすれば強力な都市機能をつくっていけるのかというのは非常に重要だというふうに思ってます。そういった意味で、今大阪市と大阪府、それぞれやっていますけれども、大きな大阪の成長戦略の意思決定のあり方という意味において、例えば特別区であれば制度として大阪市と大阪府、広域行政については1つの組織でやっていくということになります。これまで、今大阪市長と知事並んでますけれども、これはもう奇跡のような状態だとは思いますが、これを一本化して大阪全体の意思決定ができるようにしていく。都市機能を強化していくというのはまさに東西二極の一極の副首都を目指すという意味ではそこに必要なことなのかなというふうに思ってます。ですので、これをやったからすぐ副首都が最終的に実現できるというものではないんですけれども、何があるべき姿なのか、何がそこに近づいてるのかというのを考えたときには、今の都市機能の意思決定のあり方、そしてそれを実行する組織、大阪市と大阪府のあり方という点については冒頭申し上げた二重行政の解消の問題も含めて、今の制度上やはり少し問題があるんじゃないのかなというふうに思ってます。ですのでどちらが副首都に近づくのかという意味であれば、やはり二重行政の問題、都市機能を強化する問題ということは、今議論進めてるところではありますが、今回の大都市制度のあり方に非常にかかわってくるというふうに考えてます。

(市民)

今の件ですけどね。非常におっしゃってる日本語はいろいろわかりやすいんですけども、本当にそれが首都機能にどうつながっていくか、その辺の本当の知りたいところです

ね、それがゴールがつながりが明確じゃないので、それをほっといて進めること自身に私は大いに疑問を感じます。

(松井大阪府知事)

今副首都推進本部というところで、そもそも、じゃ、首都の機能って何なのという議論をしています。日本の中では法律で首都を定められているわけではありません。でも日本人のほぼ全員が東京が首都だと、こういうふうに意識を持っているわけです。その東京を首都だと思う理由として何なのというところの議論を今してましてね。国会があるとか天皇陛下がいらっしゃるとかそういうことはあるんですけども、じゃ、一極に集中する原因として首都というのはさまざまな可能性を持った高い機能を持ったいろんな施設があるんじゃないのという議論まで今来てます。例えば研究所。これは医療や医学の研究所もそうです。それから産業の研究所もそう。アカデミア、大学も研究機関です。東京にあるそういう都立の研究所というのはすごく高度な研究ができるようになってる。じゃ、大阪はどくなのと大阪を見たときに、大阪府と大阪市はそれぞれ研究所あるけど、機能は東京に全く及ばない。でも、かかっているお金はどうなのといえ、東京がつくっている研究所の費用と、2つ足せば、それ以上の経費をかけてる。じゃ、2つを足せば東京以上の研究機能をつくることできるんじゃないのというところで広域事業を一体化すれば、東京の一極と言われる首都の機能を支えている研究所、それ以上のものが大阪でできるねというところまでは今来ました。だから副首都というのを、この制度を見直すことによってすぐさま大阪が副首都になることではないと思う。でも、東京ではやっぱり東京が首都と、そういうふうに捉えてる、日本国民全てなわけで、その人たちがみんな首都と思ってる東京の機能を大阪でも十分つくることできるんじゃないかという話を今副首都推進本部会議でやっています。ただ、これをつくるためには、ばらばらではつくれないよねというところなんです。だから大阪府と大阪市が一体になれば、東京が持つ都市としての機能以上のものをつくれる、そういう可能性は出てきたということです。でも、それをやるためにはやっぱり役所の制度、今の制度ではちょっと難しいよねと。制度も見直していく必要があるなという議論を今やっているところです。

(司会)

そしたら真ん中のブロックの一番後ろの。

(市民)

よろしく申し上げます。1つ大きな質問があった後で恐縮なんですけれども、例えばすぐそこにあります金塚小学校の校区が、以前区が分かれたときに校区の真ん中を切るような形で、今西成区と阿倍野区に分かれております。区の区割りのほうがまだ決まっていはいないんですけれども、もし仮に西成区と阿倍野区がそれぞれ別々の区になってしまった場合、こちら総合区に関しましても特別区に関しましても各区ごとの権限が増えるという中で、今の校区のほうが守られるのであろうか。それとも、例えば教育委員会とか、あるいは区役所の事務とかが分かれてしまうことで校区そのものが分断されてしまうというようなことが起こり得るのだろうかというところをお伺いしたいと思っております。

(吉村大阪市長)

校区はどこで決めてるかというのと教育委員会で決めてるということになります。学校区がどこまでなのかというのは教育委員会で基本的に決めるということになります。ですので教育委員会が1つの単位になってくるかというふうに思います。ですので総合区になった場合、教育委員会というのは大阪市内に1つということになりますので、ですので大阪市内の教育委員会で決めるということですから、結局そこは教育委員会の議論の中で決まっていくということになります。特別区になったときに、これも特別区で区ごとに教育委員会をつくるということになりますので、特別区の中で教育委員会のまさに校区の学校区割りというのは決まっていくということになるかと思います。ただ、今の校区がありますので、基本的にその校区が急に換えられるということはないのかなというふうに考えております。

(司会)

よろしいでしょうか。

そしたらほかにおられますか。最前列の女性の方。真ん中の。

(市民)

私は特別区になるイメージを持ってるものなんですけれども、特別区になった場合、前回否決されたものですが、北区、湾岸区、東区、南区、中央区と分かれてそれぞれの区長が立って、その中で行政がされるので、すごく地域に密着した行政が行われると思うのですが、ただ区によってばらつきが出ると思うんですね。今の市長のお話のように教育委員会もそれぞれ置かれるということがあれば、例えば北区と南区で、今までだったら大阪市内で全部同じだったものが、北区はすごくいいけど南区が、もちろん選挙によって選ばれる区長ですので、選ばれ方によって変わりますけれども、区長によってすごく差が出てくるんじゃないかという心配はあるんですね。ただやはり今のままの大阪市、大阪府で分かれたままだったらこの先の大阪の発展は望めないと思うので、一応特別区になってほしいとは思ってるんですけれども、思ってる反面やっぱり不安な要素もたくさんあるので、特に子どもを持つ親といたしましては教育的なもの、学校的なもの、例えば中学校1つとっても選べる範囲が狭くなるのではないかとか、差が区によって出てくるのか、区によってそれぞれ住んでいる人も議員の数も変わってくるので、どのように変わるのかなというその辺を教えていただけたらなと思います。

(吉村大阪市長)

学校とか身近な話についてはそれぞれの特別区でやっていくということになりますので、おっしゃるとおり北区の子どもの政策、それから南区の子どもの政策、違いが出てくるかもわかりません。でも、その違いが不安だと思われるかもしれませんが、その違いが出てくるのは何でかと考えたときに、それは選挙で選ばれた区長のもとで、あるいは区議会のもとで決定されていきますから、身近な区長を選んでそこで意思決定をしていく結果、違いが出てくることは僕はあり得ると思っております。それが必ずしもいけないことなのかなと

いえばそうじゃないと私は思ってます。大阪市、今やってますけど全域均一的なこと、できるだけ均一的にやっていこうというのが、先ほどの説明で申し上げました基礎自治という意味では非常に広いと思いますけれども、非常に均一的なやり方でやっていってます。果たしてそのほうがいいじゃないかと言うのであれば特別区というのは必要ないのかもしれませんが。でもこれから財源が限られていく中で、もっともっと、今こうやって間近で話させてもらってますけれども、本来270万人の中の市長の1人ということになりますので、もっと市長とか区長というのは近いところで教育についても決めたほうがいいんじゃないですか。それによって結果違いが出てくるかもわかりませんが、それは僕は民主主義の中でむしろあるべきなんじゃないのかなというふうに思ってます。個々の特別区に仮になったとしても、住民の方が不安に思われないように、しっかりとそこは区長がやっていく。それが区長としての役割だろうし、そういった意味で違いが出る可能性があるんですかと言われれば、これは出るかと思えます。でもそれはあるべきなんじゃないのかなというふうに思ってます。

(司会)

ほかにご質問。そしたら今度、左のブロックの方の真ん中の白い服着て。

(市民)

3点質問させていただきます。

(司会)

すみません、まず1点ずつ。ほかも手を挙げられておりますので、できれば1つずつ。また時間があれば当てますので。

(市民)

そしたら、今回の説明会は新たな大都市制度に関する説明会でありながら、先ほどの方との関連もあるんですが、副首都推進局がやっておられるというのはなぜなのか。それから副首都推進局というのは市の組織なのか府の組織なのか。それで市の組織であるとするならば財源は市費なのか府費なのか、この辺をお教えいただきたいと思えます。

(吉村大阪市長)

組織は府と市の共同の組織です。財源については府と市、人件費それぞれ出し合ってます。共同で出し合ってるということになります。

新たな大都市制度をなぜ副首都推進局でやってるのかということ、副首都推進局で何をしようかというのは、副首都推進局を一番最初立ち上げるときに、副首都推進局の仕事ですよというのを示して、それで予算して制度設計してます。その中で特別区と総合区ということについて検討するというのを副首都推進局の仕事の1つとして位置づけて組織化してる。そして議会でも決定してるということになりますので、まさにきょう特別区と総合区、これどちらを選んでくださいというのではないんですけれども、こういった説明会については副首都推進局がやってるということです。

(市民)

今後副首都というものについての説明もあるわけですね。こういう説明会が。副首都というのはどういうものであるかという説明会、当然開催されるべきであると思いますが。

(司会)

ご意見として伺っておきます。

ほかに。すみません、ご質問のほうはとりあえず一回限りとさせていただいて、また挙手願えればと思います。

そしたら左側の前から5列目の右側の通路側の男性の方。

(市民)

手持ち資料の11ページにあります総合区の予算意見具申権というものについてお尋ねしたいんですけども、総合区になって住民の意見が身近になりますと、区役所と住民の距離が近くなりますということなんですけど、お金がないと何も動けないと思うんですけど、今までも行政区制度でも財政当局と市長と区役所、意見交換する場というのは当然あると思うんですけども、この総合区制度での予算意見具申権とはどう違うのかももう少し教えていただければよろしいでしょうか。

(吉村大阪市長)

この総合区制度の予算意見具申権というのは実は法律で定められた制度でして、総合区長というのは法律上予算意見具申権があるというふうにされてます。今でも当然役所でも予算編成するときは主として部局と財政局と市長というのでいろいろ話をやっていってます。その中でどれかに予算の意見具申権があるという、これはないんですね、今の制度においては。あるとすればこの新たな法律の改正で認められた市長に対して正式に予算意見具申するというのは総合区長において認められてることになります。だから法律上認められた権限になります。じゃ、法律で具体的にどこまで予算意見具申権、その中身は何なのという、実はこれ法律に細かくは書かれてません。ですので今後制度設計していく中で予算意見具申権の中身というのをも制度設計していく必要があるだろうなというふうに考えてます。だからただの協議ではなくてしっかりとした権利としてある。中身は法律上詳細にまだ決められてませんので、ですのでそこは制度設計の中で、事務が一定決まれば詰めていく必要があるだろうなというふうに思ってます。

(司会)

ほかに。右側の真ん中の白いセーター着られてる方。

(市民)

先ほどから長時間の市長と推進局長のわかりやすい説明ありがとうございました。

私の理解では、まず今回の見直しなんですけれども、1つはしっかり大阪府と市間の合理性の強化で都市能力をしっかり強化するという側面と、あともう一つは人口減少とい

う現実がありますので、それに合わせて歳入が減っていくと。その中で、持続可能性のある行政運営をどう目指していくかということの議論ではないのかというふうに理解しているんですが、その意味で、先ほどの2案ございました、1つ目が総合区の件ですけれども、これについて3案提示されておりました。これがいつごろぐらいにまたさらに絞られるのかということと、あわせて総合区と特別区のそれぞれ2章と3章の説明なんですけれども、若干情報の対応というのが非対応になってるのかなと思っておられます。それは、2つ目のほうの総合区のところは職員の数が具体的に示されておりました。仮にいいますと人件費というなら1人当たり700万円ぐらいかけていけば大体のそういうコストがわかると思うんですが、特別区のほうについては、じゃ、区議会を設置したときに具体的にどれぐらいの確保されるべき予算が必要なのかとか、ちょっとそこら辺のところを書いてなかったのではないかというふうに思いますので、どちらが今現時点で私なりによりよいのかということがわからないというふうに思っております。

あと、それを踏まえまして、例えばよく松井知事とかが大阪万博を2025年に向けて誘致していきたいというお話をマスコミ等々でも報道されてると思うんですけれども、そうした大阪の1つ大きなイベントを例えばつくっていくという中で、インフラの整備であったり、あるいは大阪の経済そのもののまちの活性化を一つ一つ手を打っていくような仕組みを例えばつくっていくということであるならば、総合区と特別区とどちらの仕組みのほうにより大阪の底上げにつながるのか、またそうした意味での大阪の持続可能な行政運営とか、先ほど環状線の話もあったと思うんですが、環状線、例えば逆に特別区になってしまうと、特別区に権限が強くなり過ぎて、本来結ぶべき環状線が逆に結ばなくなったりとか、そういう危険性が逆に出たりするのかなどうか、そういったことも含めてお伺いをしたいと思っております。

(吉村大阪市長)

まず総合区についてA、B、C案とか5、8、11ありますけど、いつぐらいに絞るんですかということですが、こういった説明会も今24区で回らせていただいておりますが、それを一定終えて、そして今市議会でもこの議論はさせてもらってますので、住民の説明会を一定終えた段階で私は一定これを絞り込みたいというふうに思ってます。具体的な区割りまで当然いかなと思うんですけれども、一定素案というか案という形で1つの案に絞り込むというのをやっていきたいと思ってます。ですので来年の頭というか2月かそのぐらいになるのかなというふうに思ってます。

特別区についてなんですけれども、これについて具体的な案が出ないんじゃないかというのはまさにおっしゃるとおりでありまして、というのはさきの5月17日、特別区の当時の案は否決というふうになりましたので、今案がない状態です。ですので、これをつくっていくとなれば法定協議会というのも立ち上げて、そこで議論して案をつくっていかねばならないということになりますので、今は参考資料として特別区という一般的な制度はこういうものですよというお示ししかできないのはまさにそういう理由であります。ですので今後法定協議会を立ち上げた上でそういった具体的な案づくりというのをやっていかなければお答えすることにはなかなかたどり着かないのかなというふうに思ってます。

先ほどちょっと万博の話も出ましたが、大きなそういったイベントとか成長戦略をどう

いう形でやっていけばいいのかなということに関してなんですけれども、これは制度に関していえば意思決定を1つにして、そしてまさに1つのトップのもとでやるほうが、私は意思決定としては、制度としては進みやすいだろうと思ってます。ただそれは価値観の問題もあると思ってまして、1つは制度としてまさにそういった意思決定を一元化していくのが是とするのか、あるいは、今知事と市長、僕と知事といろんな話し合いをしながら万博も進めさせてもらってますけれども、そういったことは政治家同士なんだから話し合いで進めていけよ、話し合いで進めるべきなんじゃないのというようなことを背景の価値観とするのか、僕はそこは価値観の差なんじゃないのかなというふうに思ってます。総合区の制度の中でもそれぞれ市と府が協議会を設置する、いわゆる二重行政解消なんかについてはそういった協議の機関を設置しなさいよというような法律もありますのでね。ですのでそこは背景思想として、特別区というのは基本的には制度として意思決定は一元化していくと。そして総合区のほうは協議、話し合いで進めていくということの大きなバックの思想があるだろうなというふうに思ってます。

先ほどの左岸線の話なんかでいうと、あのあたりは意思決定のあり方として特別区になるとやりにくいのかということになると、そこは大きな線の話になってきますので、そういった部分については一元化したほうが意思決定はしやすいだろうなというふうに思ってます。ただここは背景の思想の違いなんじゃないのかなと僕自身は考えてます。

(松井大阪府知事)

今、万博の話出ましたけど、要は万博というのは政府が手を挙げるんですよ。地域は政府に向かって、大阪で万博やりたいんですということで、政府にそういう要望をする、提案をする。政府が閣議決定してB I Eに申請して他国と競争しながら万博をやる権利を勝ち取ってくるんです。この政府からの見方なんですね。政府から大阪を見たときに、大阪が万博をやりたがってるのかどうかというのは今は大阪府と大阪市2つが一致しないと、政府としては大阪の意見としては認めてくれないんです。大阪府知事が万博やりたいと言っても、要は大阪市内でやる時、ど真ん中で大きいイベントやろうというときに、政府から見たら、大阪府はやりたい、でも市はどうなのという話で、この2つが意見まとまらないと、大阪の真ん中で大きいイベントというのはできないんですね。でも東京都は都知事が旗を振ればオリンピックができるわけです。これをやはりどう見るかなんですね。我々は大きい仕事は意思決定を一元化して一本化してスピード感を持って物事を決めたほうが大阪の成長につながると思ってるんです。今までは大阪府と大阪市、知事と市長、話し合いはしても物が決まらない時代がずっと長かったわけです。結果として、これは僕らは大阪の衰退につながってるんじゃないのというふうに捉えていますから、意思決定を一元化して、広域事業の意思決定を一元化して、権限も一本化したほうが大阪が成長すると、我々はそう考えてます。

(司会)

これから意見も含めてお聞きしたいと思います。質問も結構です。意見のある方も意見をおっしゃっていただければ結構ですので。質問も意見もこれから受けさせていただきますので。意見のある方も結構ですので、その場合は質問か意見かおっしゃってください。

挙手願います。

すみません、前の方静かに願います、当てますから少しお待ちください。これだけ後ろの方が手を挙げられているわけですから、ちょっとお待ちください。

そしたら右のブロックの前から4列目の女性の方、お願いいたします。

(市民)

阿倍野区に住んでおります〇〇〇と申します。意見として言わせていただきます。

そもそも私たち阿倍野区で暮らしてるんですけども、暮らしの中で大都市云々かんぬん言われても、実はそれよりももっと先に大阪市にはやってほしいこといっぱいあるんですよ。一番最初区長さんがおっしゃった待機児童の問題であるとか、阿倍野区の商店街のシャッター、これ本当に深刻やと思うんです。あとは高齢化が進んでますし空き家の問題、今地震もありましたけれども防災対策、こういったことが今ほんまに急がれるような状況になってると思うんですよ。こういったことを解決するのは制度を変えなくてもできることだと思うんです。制度を変えることに当たってはやっぱりコストとか時間とかかかるわけで、今私たちが行政、大阪市にやってほしい最優先のこと、これを一番先にやってほしいということを申し上げたいと思います。

それからもう一つ……

(司会)

すみません、とりあえず1つで願います。

(市民)

ほな短く。24区そのままがいいよという選択肢も欲しいです。

(司会)

とりあえず1人1回ですので。すみません。そしたら1人大体1分ぐらいでまとめていただけますか。

そしたらほかにご質問、ご意見の方。そしたら左側の前から2列目の。

(市民)

阿倍野区在住の〇〇〇といます。

総合区になった場合に広域行政の一元化というのは当然今と変わらないと思うんですけども、ただそういうわけにはやっぱりいけないと思うので、そこの総合区になった場合に広域行政の一元化の取り組みみたいなのは今考えてられるんでしょうか。

(吉村大阪市長)

これについては法律上もそうなんですけれども、都道府県と政令市の調整会議というのがありまして、二重行政に関する事とか広域に関する事は調整会議で話し合いで決めましょうという制度があって、現に今知事と僕、市長でつくってますので、そういったことをより深めていくというか深化していく。先ほど申し上げましたけれども、最終的には

これは話し合いということになるんですが、話し合いで物事を解決していくということに最終的には尽きていくのかなというふうにも思います。ただ調整会議という制度がありますので、今その中でいろいろ話し合いをして進めてるという状況です。

(司会)

ほかに。そしたら真ん中の。1分程度でよろしくをお願いします。

(市民)

騒ぐつもりはなかったんですが、すみません。

私は建築都市計画を専門にしております。阿倍野では大変お世話になっております。私が申し上げたいのは、市長さんも理系か文系の出身なのかわからないんだけど、価値観とか思想、イデオロギーが違うというようなことでこの大都市制度を持ち出されるというのはちょっとまず難しくてわかりません。それから、私が申し上げたいのは、地域というのは人間に例えれば細胞ですよ。細胞には核があって体を成り立たせてるわけです。大阪の都市はそれぞれの地域が細胞ですよ。その細胞をひっつける、核分裂する、あるいは核融合する、この必然性があれば、それはそれでそれに基づいて制度をいろうという必然性はあると思うんです。だけど上から24区全部高飛車に行政改革をすればよくなるなんて、僕はどうしても幻想やと思うんです。文系の人こそかもしれないですけど理系はもっと自然の摂理とか都市の論理とかいうのを学んできてるんですよ。これがわからない。特に申し上げたいのは、なぜするのかと。二度目も。1票でも多いほうに決定と言って住民投票させておきながら……

(司会)

わかりました。一回やったのに何でまた再度するんだということですか。

(市民)

だから1票でも決定だと説明したじゃないですか。

(司会)

わかりました。なぜもう一度するのかということですね。

(市民)

論外。その重み、住民が投票した重みを受けとめ切れてないんじゃないかと。今の知事や市長さんが軽過ぎる。

(司会)

わかりました。今ちょっとご質問ということなのですみません。

(吉村大阪市長)

じゃ、質問にお答えします。昨年の11月22日の日のことをお忘れになったのかもしれない

いんですけれども、昨年の11月22日の選挙において私も知事も特別区を修正する案をつくらせてほしいというのを訴えて、そして全てのマスコミ、全てのテレビ、新聞において全部それは争点になりました。僕らの相手方の候補の方はそういったことは終わりにするという公約を大きく掲げられて選挙が行われました。そして、その選挙の結果、多くの方がもう一度市長、知事としてそれを掲げた僕たちを選ばれてるということです。ですのでそれを真摯に受けとめてしっかりと議論をさせてほしいというので制度案の説明をさせてもらってるということでもあります。

(司会)

すみません、ほかにご質問。ちょっとすみません、静粛にお願いします。

(松井大阪府知事)

前の方、それ以上言ったら出ていってもらいますよ。ほかの人も聞きたいこといっぱいあるんですから。そういう邪魔することはやめてあげてください。皆さん手を挙げて待ってる方もいらっしゃいます。座ってください。邪魔することはやめましょう。

(司会)

司会のほうから言わせてください。ここは論争する場でもなくて、冒頭申しましたけれども、総合区制度と特別区制度をしっかりとご説明して皆さんからのご意見を頂戴して、総合区なんかであればそれをベースにまたつくり上げていきたいと思っております。ほかにも純粹に——純粹といたら失礼な言い方になりますが、単純なご疑問とか、ここはどうなってるんだろうとかいうご質問もあると思います。そういった方のご質問を受けたいと思っておりますし、こういうご意見ということも受けたいと思っております。決して論争する場ではないので、そこはよろしく願いいたします。

そしたらほかにご質問、ご意見。そしたら真ん中のブロックの中ほどのストライプのシャツの方ですかね。

(市民)

阿倍野区の住人です。私はこれまで大阪市で生まれて、今大阪市で住んでるんですが、その間十数年東京の特別区民の経験があります。東京の特別区民をやっているとき、特別区の皆さんはどうも権限が余らないということで非常にご不満が多かったですね。絶えずそういうことを東京都のほうに言っておられました。ところで、東京都というのは人口が大体1,300万弱ですかね。日本人だけいうと。それで区部の人口が九百うん十万、要するに7割が特別区の人たちなんですよね。一方大阪はどうか。大阪府880万、大阪市は270万。そこは政治的にはどうかというと、東京都は議員さんの数にすれば……

(司会)

ちょっと簡略にまとめて。

(市民)

その割合で議員さんがいるわけですね。先ほどの大阪市が消えてしまうと要するに財源、権限がどこか行っちゃうわけですよ。誰がそれを差配するかというと大阪府が差配する。大阪府というと知事、それとあと府議会です。府議会、今88人定数あるんですね。大阪地域の定数というのは27名です。勝負にならないでしょう。やりたい放題やられて文句言えないでしょう。そういう実態というのは現実にあるわけです。それはいろんなお金の財政調整というところでうまくやるとおっしゃますけど……

(司会)

ご意見のほう最後まとめていただければと思います。

(市民)

ということは、この特別区の制度というのは大阪市の実態には合わない。したがって、これはやめてもらいたい。それでしかも……

(司会)

わかりました。ご意見としては伺いました。ほかにもおられますので済みませんが。

(市民)

総合区は後戻りもできますから、それはやるならせいぜい総合区……

(司会)

そしたらそこをお願いいたします。

ほかにご質問、ご意見おられますか。そしたら右の列の前列の4番目の方ですかね。

(市民)

簡単に言います。私阿倍野区で生まれて阿倍野区で育って今また阿倍野区におるんですけど、合区で5つにやられて行政的に5つの部署に地域割りされたとしても、私は阿倍野区という名前をなくしてほしくない。ですから住所表記を全てまた変えなあかんとか、自分の家の前の住所表記を変えていかなあかん。阿倍野区では緑の縦の阿倍野区何とかという住所表記も全て変えていかなあかん。それを我々の税金でやられることはいかんと思いますし、名刺の住所も変えたくない。行政的に5つの部署に分かれてどうこうというやり方はあると思いますが、住所表記的には阿倍野区を残してください。意見です。

(司会)

わかりました。ありがとうございます。

ほかにおられますか。そしたら左側のブロックの前から2列目の方。

(市民)

大阪市阿倍野区で生まれて阿倍野区で育った45歳です。松井知事と吉村市長とこういう距離でお話できるということはもうないと思うので思い切って手を挙げました。僕はま

ず皆さんに感謝の気持ちを伝えたいと思います。今までの大阪府とか大阪市というのははっきり言ってめちゃめちゃやったと思います。やはり公務員の方がちょっと強くなってしまって、市議員、府議員の人も無風の選挙の中で、既得権益の中に縛られて住民の声というのが反映されてこなかった。だから今のこういうふうな大阪市とか大阪府のポテンシャルがこういうふうになっていったと思っています。でもその一番の原因というのは私たち大阪市民と大阪府民にあるんです。今まではこういったタウンミーティングというものもなかったけれども、維新の会の方が来られてからはこういうのもまめに行われて……

(司会)

これは大阪市の説明会です。

(市民)

反対意見もいっぱいあると思うんですけど、そこでやっぱり意見をいろんなことを言いながらみんなでまちをよくしていくという、これが一番大切なことやと思います。東京で今小池さんがすごい騒がれてますけれども、はっきり言って、僕東京によく遊びに行くんですけど、全ての面において東京のほうがずっと魅力があるんです。我々の世代はみんな東京に行って働いてますし、高校生の子もみんな、うちの姪っこなんかもそうなんですけど東京の大学に行きたいと言うんです。何で大阪あかんのと言うたら、おもしろくないから。みんな東京に憧れてるんですね。でも、私がちょっと最近思ったのは、住民自治の意識に関してはずっと大阪のほうが上です。東京の人は遅れてます。僕はそれをすごく誇りに思います。だから、これからいろんな問題があると思うんですけども、こういうふうなミーティングを重ねてもっともっと大阪をよくしていこうというふうな気持ちが一番大切やと思うので、きょうは本当に皆さんに感謝の気持ちをちょっと伝えなかったのも、思い切って手を挙げました。

(司会)

ありがとうございました。

ほかにおられますでしょうか。そしたら前列の右のブロックの2列目の真ん中に座っておられる方。

(市民)

私も阿倍野区で70年間生まれて住んできました。阿倍野区がなくなってほしくないです。特別区というのは先ほど住民投票で否決されたわけですから、もう今さら新しく持ち出してくるのはおかしいと思います。総合区というのは合区を前提としてるわけで、将来特別区にしていくためのならし運転のような感じがしてなりません。今の24区のままでいいと思います。私たちが望むのは、制度の問題ではなくて住みやすいまちであるかどうか、その辺が一番の願いです。私の知り合いの人で相生通のほうに住んでるお年寄りの方なんですけど、区役所行くのに赤バスがなくなったためにタクシーでしか行けないんです。何度も行けるわけじゃないから、税務署の仕事と区役所に行くのとあわせて一回で、そういうふうなまとめて行かないといけないということで、大変困っておられました。だからこうい

うことにこそ本当に行政のほうは今力を尽くしていくべきだと思います。

以上です。

(司会)

わかりました。ありがとうございます。

ほかにおられますでしょうか。そしたら左のブロックの真ん中ぐらいですかね。

(市民)

現在、大阪市と大阪府が10年後の大阪を見据えてというね。20日の日も市長が会見をされて4項目ほど説明されてましたけれども、要は10年後大阪がどういうふうになってるか、それをエリア別、テーマ別に分かれて、その中のエリア別で4項目挙げていらっしやっただけど、これを総合区と特別区、どういう分け方にされるかわかりませんが、今仮に特別区の分け方でいいますと、このエリア別項目、7項目ぐらいあるんですよ。この7項目は全て特別区というところの中央区及び北区の一部に属します。つまり今の政策が総合区であれ特別区であれ、その分け方でいうならば、今やってる政策が余りにも1カ所に固まってませんか。だから南区とされる阿倍野区、東住吉、こういう南区に対して今何をやっていただける、そういう計画というのはお持ちなんですか。

(司会)

それは今の施策に関してのご質問でしょうか。それか将来の総合区、特別区になったときのご質問。

(市民)

今どういうお考えを南区として。

(司会)

すみません、冒頭言いましたけれども、今回、総合区と特別区の制度説明と、それに関するご質問ということなので、将来そういうふうになるんだというようなご質問ならわかるんですけども、今の施策のことですよ、おっしゃってるのは。

(市民)

今の施策を考えて、将来的に南区に対してどのようなことを政策としてやってやろうと、南区のこの範囲の中で、経済だったら経済を活性化してやろうと。行政に関しての割り振りはよくわかりましたよ。コストを削減するんだ、どうするんだ、それはわかった。でも、南区として特別区に分かれたら、その南区をどうしてやろうかという、そういうものが全然ないんですよ。

(司会)

すみません、それ10年後のところ、ちょっと私が議論するもあれなんですけれども、今市長が10年後まさに制度がどうなるかというところを、例えば特別区になるのであれば特

別区長が考えることですし、総合区になるんでしたらその合区の上で市長が決められるということになると思うので、今ちょっとなかなかお答えしにくいと思うので。

(市民)

いや、そうじゃなくて、今余りにも……

(司会)

ちょっとすみません、またご質問を意見用紙あるので書いてください。
ほかにご質問、ご意見ございますか。そしたら前列の真ん中の一番前のブロックの。

(市民)

よろしくをお願いします。私東住吉区に住んでいる〇〇〇と申します。手持ちの資料の21ページを皆さんに見ていただいていたんですけど、こどもの児童虐待対策、こども相談センターの運営ということで、私自身大阪市の学校行ったときに教師から体罰を受けて虐待を受けました。それで、今中之島に大阪市教育委員会というのが1つしかないんですけど、大阪市教育委員会をもっと4つでも5つでももっと増やしてほしいと思います。日本は法治国家ですから体罰をとにかく根絶しないといけないと思います。

以上です。

(吉村大阪市長)

体罰根絶は僕も同じ思いで、今絶対あってはならないということで取り組んでいってます。教育委員会についてなんですけれども、特別区になるとその特別区ごとに教育委員会をつくっていくということになります。総合区になれば大阪市というのが残りますので、大阪市の中で1つの教育委員会の中でしっかり議論していくということになるかと思えます。ただ、いずれにしても体罰は絶対あってはならないと僕自身も思ってますので、そこは厳しく今接してますし、その姿勢をこれからも貫いていきたいと思ってます。

(司会)

それではもうそろそろお時間なので、あと1人の方お願いいたします。まだ当たっておられない方で。そしたら左のブロックの前列3列目の方ですか。

(市民)

大阪市の特別区の話ですけど、去年住民投票にもなった案件なんかは、東京都をお手本というか見本にしていろいろ考えられたんじゃないかと思うんですけども、今回の小池知事がやってらっしゃる豊洲の市場問題とかオリンピックのボート会場の問題とか、無責任体質だとかお金を浪費する、お金がいっぱい集まってすごい裕福な都だからだと思えるんですけども、そういったところを見本にするというのはちょっともうだめだというのが露呈したんじゃないかと私なんかは思うんですけども。同じ規模の政令指定都市で横浜市なんかあるんですけども、友人が横浜にいる関係で聞くんですけども、横浜市なんかは大阪市とは違って神奈川県がやってる仕事を奪って横浜市のほうでやっちゃおうとい

うようなことを進めてると聞くんですけれども、そういったことを考えていただきたいと思いますし、ちょっと副首都の話もあるんですけれども、10年ほど前に首都圏直下型地震が心配されて遷都の話があったと思うんです。私なんかはぜひ遷都、西日本に、大阪に、大阪でも京都でもいいですけれども、遷都を言っていただきたいと思います。

(松井大阪府知事)

今横浜の話出ましたけど、その横浜と神奈川というやり方も政令市と都道府県はあります。でもそれは地理的条件がちょっと違います。横浜と神奈川とは、要は神奈川県のだ真ん中に横浜があるんじゃないなくて、東京に寄ってるエリアが横浜で、要は大阪の場合は大阪府域のだ真ん中に大阪市があるので、この部分だけ仕事を分けると大阪の一体性というのが無理なんですよ。真ん中ですから。これが東のほうで大阪市とか西のほうで大阪市とかきれいに真ん中で左右に分かれてるとかそういう形ならそういう方法も1つの手段としてはあるでしょうけど、大阪の場合はこれまでも真ん中とそれ以外のエリアの広域行政の権限がばらばらというのが大阪の成長を阻害してきた要因だと、こういうふうに我々は捉えています。

(吉村大阪市長)

あと横浜に関していうと、確かに横浜は特別自治市といって、横浜がある意味都道府県みたいに独立してやっていこうよというのが一定議論されてるといふふうに聞いてます。そういった法律はないんですけれども。それはそれで先ほど知事の話もありましたけど横浜の地理的条件とか歴史的背景とか踏まえて、僕はそれやっていけばいいと思うんですよ。だから横浜の真似というわけでもなくて、大阪府と大阪市で見たときというのは、やっぱり大阪市は非常に政令市でも狭いエリアですけれども、そこから中心に範囲が広がってきて成長してきた。そして大阪も小さいというエリアを考えたときに特別区というのも1つの方法としてあるんじゃないのかな。その地理的とか歴史的経緯も踏まえて何があるべき姿なのかなというのを考えていくべきなんじゃないのかなというふうに考えてます。

(司会)

ありがとうございました。そういたしましたら長時間でしたけれども、時間に限りがございますので、申しわけございませんがご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

それでは、意見募集・説明会終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。この意見募集・説明会は他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明をお聞きしたい、他の会場のご意見を聞きたいという方は御利用ください。

なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、後日区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

本日はこれをもちまして意見募集・説明会を終了いたします。皆様の貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。お忘れ物のないように座席の周りをもう一度ご確認ください。本日はどうもありがとうございました。